

# 令和5年度第1回福島県社会福祉審議会議事録

日 時：令和5年11月15日（水）

午前10時～午前11時50分

場 所：本庁舎 正庁

**（部企画主幹）** 時間前ではございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、座席図、資料1-1から1-3、資料2、資料3、資料4でございます。お手元に不足する資料はございませんか。

また、御出席の皆様方へお願いがございます。今回の審議会では、オンラインによる出席も可としております。本日は、委員2名がオンライン出席となっております。映像や音声に乱れが生じた場合には、コメント機能もしくは事務局担当者へお知らせください。

それでは定刻までもう少々お待ちください。

（開 会）

**（部企画主幹）** それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回福島県社会福祉審議会を開会いたします。私、議長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます福島県保健福祉部企画主幹の伊藤秀一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、福島県保健福祉部長の國分守より御挨拶申し上げます。

**（保健福祉部長）** 皆さん、おはようございます。保健福祉部長の國分でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶をいたします。

委員の皆様には、日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。また、この度の委員改選に当たりまして、就任を快くお引き受けくださり、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上5類に位置付けられましたが、最近ではインフルエンザが猛威を振るっており、県では、基本的な感染対策を改めて県民の皆さんに呼びかけるなど、感染拡大防止に取り組んでいるところであります。

また、東日本大震災から12年8か月が経過いたしました。被災者の見守りや健康支援等の継続、県全域での医療・福祉・介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。

本日は、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の進行管理を始め、3つの議題を御審議いただき、それぞれの御立場から、忌憚のない御意見や御提案をいただければ幸いです。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

**（部企画主幹）** それでは、議事に先立ちまして、本日出席されている委員の皆様を紹介させていただきます。今回、審議会委員の任期満了に伴い、皆様方には新たに委員をお願い申し上げ、過日委嘱させていただきました。任期につきましては、令和8年7月9日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様の名簿及び本日の出席状況につきましては、別紙委員名簿のとおりとなりますので御覧願います。

それでは、名簿順に御紹介させていただきます。

久保 克昌委員でございます。

関 靖男委員でございます。

松本 喜一委員でございます。

篠原 清美委員でございます。

星 光一郎委員でございます。

村田 純子委員でございます。

森田 孝子委員でございます。

吉原 秀一委員でございます。

鈴木 泰雄委員でございます。

江川 由美子委員でございます。

吉川 三枝子委員でございます。

鎌田 真理子委員でございます。

オンラインで御出席いただいております、吉田 亜矢委員でございます。

原野 明子委員でございます。

倉持 恵委員でございますが、本日は都合により代理の鈴木 靖裕様が御出席されております。

オンラインで御出席予定の遠藤 恵美子委員は少々到着が遅れているようです。

小林 しのぶ委員でございます。

なお、渡部 孝二委員、原 寿夫委員、板垣 俊太郎委員、三保 恵一委員、高橋 宣博委員は、都合により欠席となっております。

事務局職員については、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の國分のほか、お手元に配付しました事務局名簿のとおりとなっておりますので御確認願います。

次に、定足数の確認をいたします。本日は、審議会委員22名のうち16名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。本日の審議会は、任期満了による改選後初めての会議でございますので、委員長が選任されるまで議事の進行をする仮議長をどなたかにお願いすることになります。事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(部企画主幹)** ありがとうございます。それでは、仮議長を吉川委員にお願いしたいと存じます。吉川委員、どうぞよろしく申し上げます。

**(吉川委員)** 御紹介いただきました吉川でございます。仮議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、皆様の御協力よろしく願いいたします。

議事録署名人の指名でございますが、私から御指名申し上げることとしよろしいでしょうか。

(異議なし)

(吉川委員) それでは、福島県社会福祉士会会長の松本喜一委員、福島県民生児童委員協議会会長の篠原清美委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議事項に入らせていただきます。委員長及び副委員長の選任につきまして、お諮りいたします。委員長及び副委員長は、社会福祉法第10条及び福島県社会福祉審議会運営規定第2条により、委員の互選となっております。お二人の選任について、いかがいたしましょうか。

(意見なし)

(吉川委員) 特に意見が無いようですので、事務局より提案してもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

(吉川委員) それでは事務局のほうからお願いします。

(保健福祉総務課長) 保健福祉総務課長の加賀谷です。委員長については、過去の審議会の議事進行の実績があること、本県の福祉施策全般に精通していることを踏まえて、前委員長である医療創生大学の鎌田 真理子委員、副委員長については、前副委員長である福島県社会福祉協議会事務局長の関 靖男委員にお願いしてはどうかと考えております。

(吉川委員) ただいま事務局より案をお示しいただきましたが、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

(吉川委員) ありがとうございます。それでは、委員長には、鎌田 真理子委員、副委員長には、関 靖男委員と決めさせていただきます。

それでは、これで仮議長の任から解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

(部企画主幹) ありがとうございます。それでは、選出されました鎌田委員長は、議長席のほうへ移動をお願いいたします。

選出された鎌田委員長に一言御挨拶いただきたいと思います。

(鎌田委員長) ただいま御紹介にあずかりました、鎌田でございます。いわき市にあります医療創生大学の心理学部で教鞭をとっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

一言御挨拶ということで、今回、この計画は2022年から2030年までの計画と資料から読ませていただいております。大学で授業しておりますと、しばしば若者が非常に厭世的な声を授業後のシートに書いてくるんですね。例えばどういうことかと申しますと、「年金は我々にはもらえないと高校の先生から学びました」と。いつそういうことが決まったのかと思ひまして、反論するんですけども、そういうふうになら若者が厭世的な状況になっているということです。我々

はやはり、今回多岐にわたる計画を見回すわけですけれども、次世代の若者が希望を持って生活を歩めるということが重要かと思えます。

また、私は、日々いろいろな地域を回りますと、各基礎自治体の格差というものを感じるようになっております。今回も地域福祉計画、私の専門の領域の内容なのですが、市町村地域福祉計画策定率は50%を超えましたけれども、60%台ということであるとか、やはり基礎自治体で採用の抑制があって、人手不足ということであるとか、非正規雇用の方が増えているということで、やはりその基礎自治体の力をつけていただくということが、この我々の計画の中でも求められていることなのですが、その時にはやはり、地域包括ケアから、あるいは地域共生社会を向かうこのプロセスにおいて、「我が事・丸ごと」と言われておりますように、私たち一人一人が提案、参画をしていくということでは、委員の皆様方からでもですね、地域にお帰りの際には、自治体にもいろいろな御提案をしていただきたいなと思っております。そういう意味では、今日も忌憚のない御意見を皆様方から伺いながら、この議事を進行させてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。一言挨拶に代えさせていただきます。

**(部企画主幹)** 続いて、関副委員長に、一言御挨拶いただきたいと思えます。

**(関副委員長)** 副委員長に就任いたしました関と申します。よろしくお願いいたします。

県社協のほうは3年前、一旦退職をしましたが、その後再雇用ということで事務局長をしております。その傍らですね、私も福島学院大学の非常勤講師で、貧困の関係とかソーシャルワークを学生に教えるというようなことを今やっております。ちょうど、ソーシャルワークで教えているのがこういう計画づくりだとか、ディスカッションだとか、学生が社会に出て経験するであろう実務的なところをですね、いろんなこういった経験をもとに話をしているところでございます。

そんなことから、きちんとこういう審議会などには、いろんな資料を読み込んで臨んでいきたい、必要な意見はきちんと行っていきたいと思えます。それから委員長の補佐もしっかりとやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

**(部企画主幹)** ありがとうございます。これより議事進行は鎌田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**(鎌田委員長)** それでは、着座にて進めさせていただきます。

議題などをこちらに引き取らせていただきまして、まず始めに、福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について、事務局より御説明願います。

**(保健福祉総務課長)** それでは、事務局から御説明申し上げます。資料1-1から1-3まで、説明させていただきます。

保健医療福祉復興ビジョンの進行管理についてでございます。昨年の審議会では、令和4年度から新たにスタートしたビジョンの進行管理方法について審議いただき、御了承いただきましたが、進行管理方法について、若干変更が必要となったことから、改めてお諮りするとともに、各施策の令和4年度の実績や今年度以降の展開等について御説明いたします。

始めに、資料1-1「ビジョンの概要と進行管理方法について」を御覧ください。

1ページを御覧ください。ビジョンの概要をまとめております。新任の委員の方もいらっしゃる

いますので、簡単に概要を御説明いたします。ビジョンは、総合計画の部門別計画に位置づけられ、期間は、新たな総合計画と同様に、令和4年度から令和12年度までの9年間としております。中ほどの左側にある四角を御覧ください。「目指すべき将来の姿」を記載の3つの観点から表現し、各分野の施策を推進することとしております。また、右側の四角に記載した「基本理念」は、施策を推進するに当たって欠かすことのできない考え方や姿勢を表しています。資料の下段「主要施策」を御覧ください。記載の5つの柱からなる主要施策を推進しております。

2ページを御覧ください。保健・医療・福祉関連計画の体系図でございます。総合計画を県の最上位計画として掲げ、この部門別計画としてビジョンが位置づけられております。さらにその下に、個別計画がございます。

3ページを御覧ください。今回改めてお諮りしたいのが、このビジョンの進行管理方法でございます。「1 基本的な考え方」、「2 進行管理の方法」につきましては、昨年の審議会でお諮りした内容と変更はございませんが、基本的な考え方としては、5つの主要施策ごとに施策の進行状況の点検を行い、点検結果について委員の皆様からの御意見を頂戴して、しっかりPDCAマネジメントサイクルを回していきたいと考えております。

4ページ、「4 昨年からの主な変更点について」を御覧ください。昨年の審議会でご了承いただいた進行管理方法からの変更点でございます。今年度、県の最上位計画である総合計画の進行管理方法が大きく変わったことに伴い、総合計画との整合を図るために行う変更が主でございます。まず、大きな変更として、指標の達成状況の評価について、これまではA・B・C・Dで評価を行っていたものを、「達成・未達成」での判定に変更を行います。また、これまでは調査結果が公表されていない等の理由で数値が出ていない指標については、達成状況の判定は行っておりませんでした。適切な対策の練り上げを一層推進するため、予測分析に基づき、「達成見込み・未達成見込み」の判定を行いたいと考えております。また、最後のポツですが、各施策に紐付く事業について評価と今後の対応方針を記載することで、各事業が施策にどのように貢献し、今後どのように進めていくかを明確にしております。

その他、様式については、わかりやすく伝わる資料とするため、体裁等の修正を行っております。様式の詳細については、それぞれの資料の説明の際に触れさせていただきます。以上が概要と進行管理方法についての説明になります。

続きまして、各施策の進行状況について説明いたします。資料1-2を御覧ください。

1ページを御覧ください。主要施策に紐付く施策の一覧を記載するとともに、各主要施策にぶら下がる指標の達成状況を記載しております。令和4年度の指標の達成状況ですが、代表指標、補完指標合わせて112指標あるところ、達成指標数は見込みを含めて34指標、未達成指標数は見込みを含めて65指標、達成状況の評価を行わないモニタリング指標が13指標となっております。

2ページを御覧ください。主要施策ごとに作成している総括的なページとなります。主要施策に紐付く令和4年度の指標の達成状況を記載するとともに、代表資料について詳細な状況と分析を記載しております。

3ページを御覧ください。主要施策に紐付く施策ごとの説明ページとなります。上から「施策を取り巻く背景・課題」、「施策の主な実施状況」、「今後の方向性」というつくりになっております。

こちらの資料1-2につきましては、昨年と同様に、主要施策ごとに各取組を代表する担当課の課長より説明をさせていただきます。時間の関係上、全ての施策について御説明はできません

ので御了承ください。

それでは、主要施策1より順に説明いたします。

**(健康づくり推進課長)** 健康づくり推進課長の本田でございます。

主要施策1「全国に誇れる健康長寿県の実現」について御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、主要施策1の指標数は30指標ございます。令和4年度の達成指標は6指標、未達成の指標は24指標となっております。主要施策1は、5つの施策で構成されておりまして、3ページから8ページまで、その概要を記載しております。本日は、主なものとして施策1、2について説明いたします。

3ページを御覧ください。施策1「健康を維持、増進するための環境づくりの推進」です。「施策を取り巻く背景・課題」でございますが、本県の健康寿命は延伸の傾向にあります。全国と比較いたしますと、いまだ中位から下位の状況でございます。健康寿命の延伸に向けては、死亡原因の半数を占めるがんや心疾患、脳血管疾患など生活習慣病対策を推進する必要があります。「施策の主な実施状況」といたしましては、「食」「運動」「社会参加」の3本柱に沿った健康長寿ふくしま推進事業など、各種事業を展開しております。「今後の方向性」といたしましては、県民一人一人が実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が一体となった、県民の健康づくり運動を促進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指してまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。施策2「生活習慣病を予防するための環境づくりの推進」です。「施策を取り巻く背景・課題」でございますが、死亡原因の半数を占める生活習慣病のリスク要因となります。メタボリックシンドロームの割合が本県は高いことから、生活習慣病、生活習慣の改善など、予防に関する正しい知識の普及啓発を一層推進していく必要があります。

「施策の主な実施状況」といたしましては、がんや循環器疾患などのリスク因子となるたばこ対策など各種事業を展開しております。「今後の方向性」といたしましては、生涯を通じた生活習慣病予防のため、健康教育を推進するとともに、喫煙、栄養食生活、運動、飲酒、休養、歯・口腔ケアなど、望ましい生活習慣の確立を目指した環境整備を図ってまいります。主要施策1の説明は以上となります。

**(地域医療課長)** 地域医療課長の中原でございます。

資料9ページを御覧ください。主要施策2「質の高い地域医療提供体制の確保」についてでございます。資料中段以下「現状分析(代表指標)」につきまして、主要施策2に紐づく代表指標は5つございます。うち令和4年度の目標値を達成した指標は、最下段の「避難地域の医療機関の再開状況」の1つ。残る医師や看護職員の確保に関する指標4つは、目標未達成の見込みとなっております。

主要施策2は4つの施策で構成されており、施策1及び2について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。施策1「医師、看護師等の医療従事者の確保と質の向上」についてです。資料上段「施策を取り巻く背景・課題」につきましては、東日本大震災以前からの深刻な医師不足及び地域偏在、産婦人科など特定の診療科での医師不足、そして、少子化の中での新たな看護師等の養成、確保等の課題がございます。資料中段「施策の主な実施状況」につきましては、1段目の修学資金の貸与による医療従事者の定着促進のほか、2段目の県が医師の招聘等に取り組みました。資料下段「今後の方向性」につきましては、引き続き、県立医科大学医学部入学定員増の維持や、修学資金の貸与による県内定着に努めますとともに、看護師等の離職防止

や再就業の支援等に取り組んでまいります。

資料1 1ページを御覧ください。施策2「安全、安心かつ質の高い医療提供サービスの確保」についてです。資料上段「施策を取り巻く背景・課題」につきましては、質の高い医療の効率的かつ効果的な提供、在宅医療の充実、避難地域等の医療提供体制の再構築等の課題がございます。資料中段「施策の主な実施状況」につきましては、3段目、避難地域における医療機関の再開、新設の支援のほか、資料1 2ページの中段、地域医療介護総合確保事業による、在宅医療に必要な機器や訪問診療者の支援等に取り組みました。資料下段「今後の方向性」につきましては、引き続き、医療機関の再開、新設等を支援するとともに、在宅医療などの医療提供体制の整備充実に努めてまいります。説明は以上でございます。

**(こども・青少年政策課長)** こども・青少年政策課長の斎藤でございます。

主要施策3「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」について御説明申し上げます。

1 5ページを御覧ください。まず、主要施策3に紐づく指標は2 4指標あり、うち令和4年度の達成指標は1 0、未達成は7、モニタリング指標は7でございます。主要施策3は、5つの関係施策から構成されており、本日は主な施策を御説明させていただきます。

それでは、1 6ページをお開き願います。施策1「出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」でございます。「背景・課題」でございますが、急速に少子化が進む本県において、出会いから出産までの県民の希望の実現を支援していくことが重要であり、その希望を叶える環境づくりに向け、様々な施策を展開しております。「施策の実施状況」ですが、結婚・子育て応援事業により、ふくしま結婚・子育て応援センターを中核として、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた支援事業を実施しており、令和4年度の結婚支援の実績は、マッチングシステム「はぴ福なび」の成婚数が1 4組、世話焼き人制度による成婚数が3 5組で、合計4 9組と、これまで最高となっております。「今後の方向性」でございますが、マッチングシステムや世話焼き人による支援を継続するとともに、今年度から実施している市町村との合同婚活イベントは非常に好評を得ておりますので、市町村等との連携を強化するなど、さらなる出会いの機会の提供に努めてまいります。

続けて、1 8ページを御覧ください。施策2「子育て支援」でございます。「背景・課題」でございますが、保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にある中、保育人材の確保及び保育の質の向上が求められております。また、共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもが安全・安心に放課後を過ごす場所について、保護者のニーズが高まっております。「施策の実施状況」ですが、保育所等の施設整備の支援を行うとともに、保育所や放課後児童クラブ等に従事する職員の資質向上や人材確保を図るため、各種研修を実施しているところでございます。「今後の方向性」でございますが、引き続き、保育所や認定こども園の整備を支援し、保育の受皿の確保や保育人材の確保、育成を図るとともに、多様なニーズに応えるため、保護者や児童の状況に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど、様々な子育て支援施策の一層の充実を図り、子どもが健やかに成長するための環境づくりを推進してまいります。

続けて、1 9ページを御覧ください。施策3「援助を必要とする子どもや家庭への支援」でございます。「背景・課題」でございますが、家庭での養育が困難な子ども等の支援に向け、里親など家庭に近い養育環境の整備や、ヤングケアラーの負担軽減のため、家事、介護等の訪問支援や子ども食堂などの居場所の確保など、ひとり親家庭を含む家庭に対する支援が必要となっております。「施策の実施状況」ですが、様々な不安を抱える子どもへのケアを適切に行うため、「ふく

しま子どもの心のケアセンター」において、学校等を訪問し、相談対応を行っております。また、ヤングケアラーの支援につきましては、実態調査の結果を踏まえ、相談しやすい環境を整備するとともに、支援機関相互の対応力向上を目指し、県内7方部において研修会を実施したほか、家庭を訪問し、家事を支援する事業に着手したところでございます。「今後の方向性」でございますが、家庭での養育が困難な子どもの里親への委託や、児童養護施設の小規模化、地域分散化を進めるとともに、関係機関と連携した子どもの心のケア、ヤングケアラー支援のための体制強化を図るほか、障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な子どもとその家族が身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制をさらに充実させてまいります。主要施策の3につきましては、以上でございます。

**(社会福祉課長)** 続きまして、主要施策4「いきいき暮らせる地域共生社会の推進」について御説明いたします、社会福祉課長の佐々木でございます。よろしくお願いたします。

22ページを御覧ください。まず指標数といたしましては28、達成が6、未達成が16などとなっております。

施策個別施策については4つございまして、主なものを御説明いたします。

23ページを御覧ください。施策1「県民一人一人がともにつながり支え合うことのできる社会づくりの推進」のうち、地域共生社会についてでございます。まず課題でございますが、核家族化や少子高齢化の進行、さらにコロナ禍による生活困窮や社会的孤立などの課題が顕在化しておりまして、地域共生社会の実現のための体制整備や、地域課題の解決のための仕組みづくりに取り組む必要があるという形でございます。代表的な取組といたしましては、地域共生社会構築支援事業でございますが、市町村における重層的支援体制整備事業を推進するため、県による市町村や市町村社協への訪問、アドバイザーの派遣、事業実施に向けた研修会を開催するとともに、市町村地域福祉計画の策定のための勉強会や、訪問支援、地域課題を解決する新人材の育成などに取り組んでございます。課題を踏まえた方向性といたしましては、引き続き、地域共生社会実現の基礎となります地域福祉計画の全市町村における策定を目指しまして、必要な支援を行っていくとともに、重層的支援体制整備を支援することにより、多くの市町村が包括的な支援体制の構築を行うよう努めてまいります。

続きまして、24ページを御覧ください。同じく施策1のうち、心の健康等についてでございます。まず課題でございますが、本県の自殺死亡率は他県と比較して高い水準で推移しておりまして、自殺対策の強化が求められております。代表的な取組といたしましては、自殺対策緊急強化事業でございますが、市町村が行う自殺対策への支援や、自殺対策推進センターの運営のほか、テレビ、ラジオCM等による普及啓発や自殺対策に取り組む民間団体への補助を行っております。また、コロナ禍において、女性や若者の自殺者数が増加傾向にあることから、SNS等活用しました相談対応を行っているほか、女性等若者に生じやすい悩みをテーマとしたセミナー及び相談会を地域ごとに開催してまいります。課題を踏まえた方向性といたしましては、精神疾患等の正しい知識や自殺防止に関する県民の理解を促進するため、SNS等を活用した普及啓発に引き続き取り組むとともに、女性や若者も相談しやすい体制づくりに努め、関係機関等と連携し、自殺対策を推進してまいります。

次に、25ページを御覧ください。施策2「介護・福祉サービス提供体制・質の向上」のうち、人材の育成・確保等についてでございます。課題といたしましては、介護人材の需要が高い状態が続くと見込まれていることから、引き続き介護職員の確保に向けた対策が必要となっております。



す。代表的な取組といたしましては、「福祉・介護人材プロジェクト」としまして、介護の職場見学会や仕事説明会などのほか、新たに高校生を対象としたキャリア教育事業や、親子を対象とした参加型イベントを実施するなど、介護に対するイメージアップの取組を強化してまいります。課題を踏まえた方向性といたしましては、引き続き、介護のイメージアップ、人材マッチング、人材の確保、育成、定着の五本の柱を軸に、相双地域等の介護人材の確保はもとより、介護の職場の魅力発信や多様な人材の参入促進の支援などに取り組み、介護人材の育成確保等に努めてまいります。主要施策4については以上でございます。

**（食品生活衛生課長）** 食品生活衛生課長の金澤と申します。よろしくお願いたします。

資料1-2の29ページを御覧いただきたいと思ひます。主要施策5「誰もが安全で安心できる生活の確保」でございます。

大きく6つの施策によって構成されておきまして、指標数12、令和4年度におきましては達成指標6、未達成6、モニタリング指標は0という状況でございます。

続きまして、個別施策について御説明をさせていただきます。

30ページを御覧いただきたいと思ひます。施策1「水道基盤の強化」でございます。「施策を取り巻く背景・課題」でございますが、水道につきましては皆様御承知のとおり重要なライフラインであることから、安全な水を安定的に供給するため水質管理、施設管理、併せて老朽化している施設の更新、耐震化等を進めていく必要がございます。中ほどの「施策の実施状況」でございますが、水道水等の放射性物質モニタリング検査を実施し、検査結果を速やかに各水道事業者へ還元するとともに、県のホームページで情報提供を行い、水道水の安全確保の支援を行っております。また、水道施設の老朽化対策及び耐震化等の取組を支援するため、市町村等が行う施設整備等を対象とした交付金の交付を行うなど、市町村等の水道事業の継続に必要な支援を行っております。「今後の方向性」でございますが、引き続き、安全な水道水の安定供給が継続されるよう、市町村等の水道事業を支援してまいります。

続きまして31ページを御覧いただきたいと思ひます。施策2「食品等の安全・安心の確保」でございます。「施策を取り巻く背景・課題」でございますが、本県では東日本大震災後の原発事故により、食品中の放射性物質についての課題がございます。引き続き、食品の安全性を県民に周知するために、加工食品等の放射性物質検査の継続が必要であること、併せて食品衛生法に規定された食品事業者のHACCPによる衛生管理と放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしまHACCP」の普及啓発が必要でございます。主な中身でございますが、原発事故以降、放射性物質による本県産食品への不安が依然として根強く残っていることから、令和4年度においても本県産の農林水産物を原料とする加工食品の放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかに県のホームページで情報提供を行い、本県産加工食品の安全確認を行っております。なお、本県産の農林水産物の放射性物質検査につきましては、県の農林水産部で実施し、同様に県のホームページ等で情報提供を行っております。また、食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに放射性物質管理を組み合わせた本県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP」の県内食品事業者への導入を推進するための研修会を開催してございます。「今後の方向性」でございますが、引き続き、加工食品の安全確認のための放射性物質検査、併せて、食品事業者がHACCPを導入するための支援を引き続き実施して、食品等の安全と安心を確保してまいりたいと考えてございます。説明は以上となります。

(保健福祉総務課長) 以上が、各施策の進行状況の説明となります。

次に、資料1-3を御覧ください。指標の達成状況でございます。こちらは、ビジョンの代表指標・補完指標を合わせた全ての指標の詳細資料です。1ページから5ページまでが指標の達成状況の一覧となっており、6ページ以降が、現状分析・課題・今後の方針等を指標ごとにまとめた資料です。指標ごとの詳細を記載した資料となっておりますので、今回の審議会での個別説明は省略させていただきます。後ほど御覧になっていただければと存じます。

ビジョンの進行管理についての説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) ただいま事務局より、福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について説明がございましたが、委員の皆様方から御意見、御質問など伺いたいと思います。挙手にてお願いいたします。いかがでございましょうか。関委員お願いします。

(関副委員長) 御説明ありがとうございました。ポイントを絞っていただきまして、大変わかりやすかったと思います。

昨日、同じような計画で後期高齢者の医療懇談会ということで、これも来年度からの計画として素案が示されたんですけども、その中でいいなと思ったのが、評価のまとめがきちんと書かれていたところだったんですよ。ですから、各課の課長さんもいろいろ説明いただいたんですけども、主要施策の1から5ごとにですね、主要施策の1としての評価のまとめとか、そういったものがきちんとされるべきかなど。中間の今段階ですけどもね。各課ごとの縦割りではなくて、やはり重層的支援体制整備事業というのは、特に市町村ばかりではなくて、県もですね、縦割りではなくて、そういう施策を一つの目標を持って行っていく。いろんな部門が横並びといいますかコミュニケーションをとって、きちんと評価をして、次につなげていくというようなことがすごく大事なかなど。そのためのビジョンなのかなと思うので、総合的なビジョンでありながら、個別の計画のような印象がありますので、是非その辺、御検討いただければということをお願いしたいと思います。

それからちょっと細かいんですが、説明がなかった点で気がついたところをいくつか。7ページ、8ページのところなんですけれども、国のほうで地域包括ケアシステムを説明している文章というのは、このとおり、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、というふうには確かに書いてあり、昨日の後期高齢者の計画にもやっぱり、そういった表現が書かれます。ただ、本県の場合やはり避難者の方々がたくさんいるということもございまして、これは国の老健局で書いてるものですけども、社会援護局の地域共生社会づくりの説明書きみたいなところには、あまり「住み慣れた地域」というようなことは書かれておりませんで、どちらかというと「安心して暮らしていけるよう」というような表現を使ってるんですよ。ですから、国で使っている言葉をそのまま引用していくんじゃなくて、こういうのはやっぱり福島県の計画ですから、福島県の場合はどうなのかということを中心に考えながら、文章はつくっていかないとはいけないのかなと思った点が二つ目でございます。

それから、最後になりますけれども、25ページですかね。ちょうど「今後の方向性」ということで御説明があったとおり、介護施設と学校が連携して説明会とか見学会とかで魅力を伝えるということなんですけれども、これはやっぱりすごく効果がございまして、今、介護職員の人材不足だったり、二本松の介護福祉専門学校が学生数が少なくて閉校になったりしてますよね。そ

ういったことを考えながら、私も県の委託を受けてこういった介護人材確保の事業やっておりますけれども、5年に1回、養成校で学んでいる保育と介護の学生さんたちにアンケートを取ってございます。今回アンケートを取ったまだ中間的なところなんですけれども、やはり介護とか保育の学校で学ぼう、その道を進もうと思ったきっかけが、中学校の職場体験の時があるんですよね。そういうどこを選ぶかという時に、その前の段階の小学校とか小さい時の現体験がすごく影響してるようで、それに何となくいいなあと思って、介護とか保育にちょっと興味を持って、高校生ぐらいになった時に、施設の職員の方の話を聞いたとか、施設の職場体験をしたとか、そういったものがきっかけで、専門学校なり保育の大学とかに進んでいるというようなアンケート結果が見られているので、こここのところは、「連携」ではなくて「共働」。学校と「共働」を是非。長崎県では、もう既に県全体ではなくて、いわゆる福島でいうと県北・県中・県南といった小さい圏域ですね、長崎の五島列島があるところは五島圏域と言いますがそういった圏域で、施設、社協、中学校、高校が「連携」ではなくて「共働」。「連携」というのは弱いんですよ。何となく連絡をとりながら提携していきましようというのが「連携」で、「共働」というのは「共」に「働」くですので、これは、強い意志を持ってある目的のために一緒になってやっていきましようということで、長崎では中学校、高校が逆に主催して、学校ぐるみで介護の仕事の体験を学校内でやったり、介護職員の話を聞くことをやってるんですよね。本県も大変広い良いところですから、県全体でイメージアップもあるだろうと思いますけれども、是非、もう少し小さい圏域の中でその地域に合ったことを、学校なども施設なども社協なども主体的にやっていけるように、みんなで「共」に「働」く共働作業ということで、人材の育成、確保につなげていけたらと思ってございますので、県社協でもその辺の方向性を持ちながら、今ちょっと県北地域を対象に調整を進めているところですので、是非そういった観点で、本県でもやっていく必要があるかなと思ったところでございます。以上でございます。

**(鎌田委員長)** はい、ありがとうございます。

ただいま3点、関委員より御指摘ありました。評価の示し方と、縦割りではなく部署横断的に、ということでありましたが、この点につきましては何かございますでしょうか。特によろしいですか。では、参考にいたしていただきまして、次に2点目が、要介護状態の方の「住み慣れた」という、地域での生活に関する表現表記が、本県独自のものを少し工夫して、ということでございます。この辺りいかがでしょうか。

**(健康づくり推進課長)** 健康づくり推進課でございます。

本当に関委員のおっしゃるとおりだと思います。地域包括ケアシステムを考えていく時に、被災地域の方たちが、私たち帰る地域がないのにどういうふうに包括ケアを作っていくといいの、ということは、本当に実際に言葉として出てきているところでございます。福島県の実情に合った表現というところ、今後、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**(鎌田委員長)** よろしくお願いたします。

それから、介護人材の養成での圏域をもう少しエリアごとに、というお話がありました、これにつきましては何かございますでしょうか。

**(社会福祉課長)** 社会福祉課長佐々木でございます。貴重な御意見ありがとうございます。また

県社協さんには、常日頃からいろいろとお世話になっております。ありがとうございます。

ただ今いただきました、小さい圏域で、という取組でございますが、キーになるのがやはり学校さんかなと思っておりますので、これからも学校側に、「連携」では弱いということなので、「共働」で実施できないか検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**(鎌田委員長)** はい、ありがとうございます。

議長の立場で申し訳ございませんが、大学で、心理学部で福祉にも行く学生がいるんですが、保護者が福祉に行くことをストップさせる、お給料が安いのにどうして行くんだ、と保護者の反対にあっているということで、先日も福祉人材センターの方が説明に来てくださって、学生の意識が随分変わりましたので、そういう保護者世代にも働きかけが必要なのだなど、非常にイメージがダウンしている状況が長く続いているなどと思っております。よろしく願いいたします。

そのほか、質問、御意見等、確認でも結構でございます、何かございますでしょうか。松本委員お願いいたします。

**(松本委員)** 松本です。丁寧な説明ありがとうございました。非常に資料のほうもわかりやすくまとまっています、あと評価がですね、前のような「ABC」から「達成と未達成」ということで、ちゃんと白黒はっきりしているわけ方というのは非常に評価しやすいなと思いました。

その中でもちょっと細かいですけども、これでいいのかなというものがいろいろあったので。いわゆる予測分析というものがどのようなものかよくわからないのですが、例えば、資料の1-2の22ページで、上から3番目の「日頃、人と人との支え合いや絆を実感していると回答した県民の割合」が65.8%、非常に個人的な、たぶん「快・不快」的な回答になっていて、これは指標として、数字として出していいのかなという問題が1点と、令和12年には84%、これも随分中途半端な目標だなどということで、この辺の出し方が、別に説明はいりませんけども、何かすごくわかりにくいなと感じたのが1点です。

あともう1件。資料1-3の、ずっと私数字のほうを見てたんですが、細かいところはまだいっぱいあると思うんですけども、私が気になったのは31ページですね。これも今の22ページと同じなんですが、重層的支援体制整備事業については59市町村のうち達成が30まででいい、これがマックスとなると、他の20以上の市町村はやらなくてもいいのかということ、これ私は全県下に広めるものだと思ってたんですけども、この後も何か予定として考えてるのか、なぜ令和12年度は30ぐらいでいいのか、地域福祉支援計画の策定率の低さもあるんですが、例えば地域福祉に対する市町村の取組状況であるとか、市町村社協さんの取組状況であるとか、何かもう少し積極性があったもいいんじゃないかなと少し考えました。なぜ30までなのかというのが1点です。

あともう1つですね。これもすごく気になります。資料1-3の33ページの1番上の段ですね、No.79ですけども、自殺者数が今本県は多いという非常に深刻な問題があると思うんですけども、288人までは自殺はあっていいのかというように捉えられてしまうことがありますので、具体的な数字を出すことは非常に重要だと思うんですが、やっぱりここはゼロを目指すべきであると思うんですよね。だから、例えばこの下ですね、「ふくしま心のケアセンターの年間相談支援件数」の、「数値は毎年把握し分析する」みたいなやり方とか、確か他にもこう濁してなんとか分析するみたいな書き方があったかと思いますが、そのようにした方がいいと思います。288人までは何かこう、死亡あってしかるべきだみたいなふうにとられてしまう可能性もありますか

ら、この辺は少し数字の出し方を慎重にされたほうがいいんじゃないかな、というふうに思ったのが私からの意見です。以上です。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。3点、御指摘がありました。いかがでしょうか。資料1-2の22ページのつながりについて、これは、国の孤立防止に関するテーマが今主要になってきているところでの取り上げだと思えますけれども、これがわかりにくいという御指摘をいただきましたが、関係部署の方よろしいでしょうか。

**(松本委員)** 大丈夫です。でもすごくわかりにくいので。質問の意図もわからないし誰が答えたのかもわからないし、どのようなデータで、何千件とって何%の回答率なのか。まあ結果しか見えてないから、なかなかこの右側の説明を読んでもわかりにくいと思うので、何かわかりやすく表記されたほうがいいですねというのと、84%の根拠も、多分国の何かがあるのだと思えますけれども、この辺も「ああなるほどな」と思える部分があればいいなと思った次第ですので、特に説明はよろしいです。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。また御検討いただければと思います。

2点目が、資料1-3の31ページの重層的支援体制で、非常に数値が少ないということで積極性が見えないという御指摘、これも特に回答はよろしいでしょうか。

**(松本委員)** 私の意見としては、全県下に広げない予定なんですかということです。

**(鎌田委員長)** はい、その辺り、取組状況よろしくお願いたします。

**(社会福祉課長)** 社会福祉課でございます。御意見ありがとうございます。

重層的支援体制整備事業でございますが、令和12年度の目標が30市町村でよいのかということでございます。こちらの事業につきましては、例えば市町村のほうで実際にこの整備事業を実施する前に、移行準備として3年間ほど準備を行った後、整備事業に移るといったような流れで行っている部分がありまして、実際その整備するための期間というのはある程度必要という形で、令和12年度までに30市町村と設定しているものと認識しておりますが、もちろん30市町村で終わりということではなくて、それ以降につきましても、こちらの重層的支援体制については、地域共生社会の実現のためには、重要な事業になりますので、最終的には全ての市町村のほうできちっと対応できるように行っていただきたいということで、進めてまいりたいと考えてございます。

**(鎌田委員長)** よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それと、資料1-3の33ページの、自殺に関する報告の数値についての御指摘がございましたけれども、これにつきましては、何か表現など御検討いただけるようでしたら、そこは検討いただくといいと思います。あるいは、関係部署のほうで何か御回答いただけますでしょうか。

**(松本委員)** こういう資料にはこのデータを出すんですかという、出すか出さないかだけ。出す

なら、なぜ出すのかなという理由を聞きたかったです。

(鎌田委員長) はい、よろしくお願いいたします。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課長の大島と申します。御質問ありがとうございます。

自殺者数、当然目指すべきところはゼロにすることだとは思いますが、今のこのビジョンのスパンの中で現実的に達成をしていくことを考えると、その目指す方向としては、もちろん無くしていくということを目指していかなきゃいけない。ただ、やはり現実的に急激に減らせるものかということですが、平成18年、この頃だと600人以上の自殺をされてる方が県内にいらっしまったという状況が、少しずついろいろな取組をしていく中で、昨年度ですと345人というところまで減らしていくことができたのかなと思っていて、ただ、そうは言いましても全国の水準よりもまだ高い自殺率となっておりますので、引き続き、自殺対策には取り組んでいきますし、あと目標としても、当然その目標値よりももっとできるだけゼロに近づける方向で考えているところでありまして、いかんせん、このスパンの中でゼロにということ目標を掲げて、例えばこれでゼロにならなかったら、全然施策がなくなってないんじゃないかとなってしまうのもなかなか厳しいのかなと思うところもありますので、このような形で目標のほうは設定させていただきたいと考えております。

(鎌田委員長) ありがとうございます。縮減というか、限りなくゼロに近づける努力を進めていくというような表現で、今後も、書き上げていただくということで、松本委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ただいま活発な御意見いただいている最中なんですけれども、進行の都合により、一旦、この内容につきましては、終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

(意見なし)

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

それでは、事務局は各委員の貴重な御意見賜りましたので、意見を踏まえながら、今後進行状況の点検を実施していただきたいと思います。

それではオンライン参加の遠藤恵美子委員が御入室されましたので、遠藤委員、よろしいでしょうか。ミュートになっておられるようです。お声が聞けない状況になっておまして、今日はオンライン参加ということで、貴重なお時間を作っていただきましてありがとうございました。今後ですね、お声をこちらに届けられるように、ミュートもう一度確認いただいて、御参加いただくと助かります。それでは、こちらで御紹介いたします。遠藤恵美子委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議継続ということで、次の議題に入らせていただきます。

次の審議事項は、園児虐待等の類似事件再発防止対策についてです。これは、先ほど事務局からも少し触れられましたけれども、令和3年度第3回福島県社会福祉審議会におきまして、園児虐待等の類似事件再発防止等に関する事を、保育所部会で調査をすることになりました。この度、調査結果がまとまりましたので、保育所部会から説明をいただきます。保育所部会長の原野委員より、説明をお願いしたいと思います。

(原野委員) 原野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

「園児虐待等の類似事件の再発防止策検討のための調査報告書」について、少しお時間をいただきながら説明させていただきたいと思ひます。

では、お手元の資料2を御覧ください。本報告書は、先ほど委員長からもお話がありましたように、令和3年11月26日の社会福祉審議会及びそれに引き続いての令和4年1月12日の児童福祉専門分科会において、認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件の類似事件の再発防止策の検討が審議され、保育所部会に臨時委員を加えて検討を進めてきたものです。

なお、調査及び執筆は、臨時委員の鈴木靖裕弁護士を中心に保育所部会で実施いたしまして、本報告書を作成いたしましたことを申し添えたいと思ひます。では、報告書に沿って説明を進めます。

まず、表紙を開いていただきまして、目次を御覧ください。本報告書は、第1から第5の柱から成ります。すなわち、「本件調査に至る経緯」、「本事案の事実関係」、「各機関の対応、措置の検証」、「再発防止策の提案」、そしてその他の事項についてです。

では、目次の後の1ページをお開きください。ここからは、本件調査に至る経緯が書かれております。

少し飛びまして6ページを御覧ください。ここでは事実関係を述べております。詳しくは、ページが書いてありませんが、33ページをめくっていただいた後にあります表、ここを御覧ください。そしてまた6ページに戻っていただきますと、6ページの第2段落目以降にありますように、先ほど御覧いただきました別表の事実関係は全ての事実関係を網羅するものではありません。そして、二本松市からの協力が得られなかったこと、ここについてはどうぞ御承知おきいただければと思ひます。

続きまして7ページからは、「各機関の対応、措置の検証」を、1「認可に係る問題点」、そして9ページに「通報窓口、情報共有体制の問題点」、飛びまして14ページですが、3として「虐待通報後の事実調査の問題点」、15ページに4として「虐待の事実認定後の対応の問題点」、18ページに「虐待への認識・危機意識の欠如」、22ページに6「その他」として挙げております。各項目は、その当時の法令や通達、あるいは県に残っている資料に基づき、当時の状況がどうであったかを書きました。

そして、これらに対応する形で、再発防止策を23ページ以降に述べています。簡単に述べますと、23ページのまず1、認可に係る問題点の再発防止策として、待機児童数も少なくなってきたこともありまして、従来の設置基準をクリアすることを最低基準としつつも、児童福祉施設としての役割や質的な側面も審査対象に入れること。監査に際しては、実地監査の例外規定ができましたが、例外要件を厳格にすべきである、ということを書きました。

続きまして24ページです。2の通報窓口、情報共有体制の問題点の再発防止策としては、窓口の一元化や情報共有体制の構築、通報ではなく相談窓口にしたり、市町村の設置する窓口の充実を図るということについて述べました。

続きまして、26ページです。3、虐待通報後の事実関係の問題点の再発防止策としては、調査担当者や内容の検討を図ることについて書きました。

そして27ページの4、下のほうですね、虐待の事実認定後の対応の問題点の再発防止策につきましては、園児や保護者、それから保育士に対する支援の体制をつくること、そして何より事実調査は早くすること、情報提供義務の明確化を図ることについて述べました。

続きまして30ページ、5の「その他」としまして、保育施設職員のサポートについて挙げま

した。以上、ちょっと駆け足となりましたが、本報告書の内容となります。

本報告書作成に当たり、再発防止策を立てるために事実関係を調査したいと考えたわけですが、裁判が始まってしまいましたために、協力を得ることが難しいことがありました。また、全国的にも不適切な保育が問題となり、厚生労働省やこども家庭庁、あるいは文部科学省でも様々な動き、取組がなされております。これらの情報をアップデートしながら報告書を作成しておりますが、そこまでできているかどうか、若干心もとないところでもあります。しかしながら、保育所部会の構成員の各専門の立場からの意見も反映させながら作成いたしました。もっと早くに完成できればよかったですのですが、ひとまずはこれを提出させていただければと思います。

なお、御出席の鈴木委員から補足等あれば、少しお願いいたします。

**(鈴木臨時委員)** 臨時委員として報告書を作成させていただきました鈴木です。座って御説明させていただきます。

報告書の4ページを御覧いただければと思うんですけど、この報告書、実際に指示を受けたのが令和4年3月で、今になってしまった経緯なんですけど、この表を御覧いただけると、令和4年6月から10月上旬まで二本松の方に調査協力ということで、資料を見せていただきたいと、事実関係、二本松市さんのものがわからないのをお願いしたいということで、私と原野先生のほうで二本松市まで伺って担当者としやべったんですけど、やっぱり訴訟を継続してるので駄目ですと。表の末尾の11月8日に、今度は顧問弁護士と私でやりとりをしたんですけども、結局やっぱり訴訟が起きちゃったので、事実を明らかにすると訴訟上不利になる可能性もあるので、資料は見せられませんと。

同じように県も訴えられてるんですけど、県のほうは資料を全部開示いただきました。二本松市さんの方はそういう方針だったので、そのために事実確定が遅れて、報告が遅れてしまったことは大変申し訳なかったんですけども、二本松市さんとしても、訴訟継続がされてない時点であれば協力しましたと。なので、そういう意味ではこの第三者委員会が訴訟継続前にも設置されていれば、二本松市さんも積極的に協力して、事実関係が早期に確定した上で、同じような報告をさせていただけたかなってというのがちょっと残念なところではありました。

報告書の概要については、今の原野先生の御説明のとおりなんですけど、報告書作成が遅れてる間にこども家庭庁ができて、こども家庭庁と文部科学省で令和4年の保育施設での虐待件数を調査したところ、不適切保育が914件で、虐待と認定したのは90件。虐待が90件保育施設であるってことが問題だと思えば、これも調査結果なのですけれども、福島県内でも見つからない虐待案件はあると思われま。

そういうことを踏まえて、こども家庭庁と文部科学省が連名で、今年の5月12日に、「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」という方針を立てました。その中で、この報告書にも引用してるのですが、虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定、これは、調査報告書でも引用させていただいてるのですが、来年度になると思うのですが、児童福祉法の改正による制度的対応の検討というところで、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務が、今度法律上課せられることとなります。都道府県等による立入り検査や業務改善命令、これは市町村と協力してやりなさいという指示が今度来ることとなります。都道府県による虐待事案等の公表ということが義務化されてくるので、結局この報告書に書かれたことは、いずれ県と市が、法律上義務づけられるというか、やらなきゃいけない中身が既に書かれてるものになっています。



そこで、国から下りてきたからやるのかどうかというよりは、福島県内ではこの二本松市で虐待案件が起きて訴訟にまでなっていると、そういう意味では、この中にも引用したのですが、鳥取県の方でも虐待案件があったことで通報窓口を充実化したという流れがありまして、そういう意味では、こども家庭庁から下りてきたから自動的に施策を進めるのではなくて、この調査報告書に書かれた内容については、いずれこども家庭庁から指示が来る、虐待通報の通告義務とか、そういうことを具体的にどう対応すればいいかという方針を定められてるとは思っています。

例えば、再発防止策の中に挙げさせていただいたのですが、例えば25ページを御覧いただければと思うのですが、ウ、これは保育施設側からの意見というところもあると思うのですが、実際児童福祉法が改正されて通告義務が課せられたとしても、じゃあ積極的に保育士さんが虐待通報するかどうかというところで、躊躇する理由がここに書かせていただいたんですけど、通報したら園が閉園になって自分の職場がなくなるんじゃないかとか、実際それを躊躇して報告することが遅れて虐待が広がっていくと。あと、同僚を訴えるみたいな、私はこの人を処罰してほしいという意味で訴えるんじゃないで虐待をなくすために通報したいけど、結局それをやるということは、今回であれば園長を処罰してほしいみたいな通報になってしまうので、「通報」窓口じゃなくて「相談」窓口にすべきじゃないかとか。通報してくださいという窓口にしてしまうと通報しなきゃいけないというふうになりますので、通報しなきゃいけないと躊躇する前に、とりあえず何か問題があるとすれば相談してくださいと。相談の中で、虐待案件があるという情報を、逆に聞いてる側が感度を上げて、この事実があるということは虐待があるかもな、じゃあこれを踏まえて調査に行かなきゃいけないな、とかそういう方向性になって、確定情報が来ない限り動きませんではなくて、相談何でも来てください、相談上がってきたことに関しては私たちは積極的に対応します、という姿勢を示してもらえれば積極的に情報が吸い上がってきて、それを聞いている側が的確に判断して、早期に対応してということにつなげてほしい。そういう意味で、情報共有体制もちゃんととらなきゃいけないでしょうし、通告義務の中にも書かれてるんですけど、やっぱりその報告しやすい状況をちゃんとつくりなさいということが書かれています。今後その5月の対策について挙げられている中では、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減及びその巡回支援の強化ということがうたわれていて、それについてもこの再発防止策の中で書かせていただきました。

今回でいえば、園長も何らかのストレスを抱えててそれが虐待につながるとか、あとその虐待が起きてるのをわかっている保育士さんが、わかっても忙しさにかまけて虐待を防ぐことができなかったとか、人数が少ないので、これでもし園が閉園になったらどうしようとか仕事を失ったらどうしようとか、あと子どもの世話だけで虐待にまで気が回らないとか、そういう状況が起きていることも問題だと思います。そういう意味では、それをフォローアップしてくれる県の巡回で支援するとか、そういう形で人員が足りない園に対してもフォローするとか、そういうところを積極的に福島県として何かこう、方向性を示してやっていって欲しいなという意味での調査報告書にもなっております。

そういう意味で、自動的にではなくてこれをきっかけに、こども家庭庁から来たからではなくて、県として積極的に保育所における虐待をなくすということは不適切保育もなくすということなので、保育園に親が安心して子どもを預けられる状況ができることになれば子育てもしやすくなって、先ほどの県のビジョンにもつながっていくと思いますので、積極的にこの報告書を踏まえて、県のほうで対策をとっていただければと思います。以上です。

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

ただいま、原野委員あるいは鈴木臨時委員から、園児虐待等の類似事件再発防止対策について説明がありました。非常に防止策、抑止策を含めた内容にしてあるのだということで、丁寧な御説明ありがとうございました。

この内容そのものをですね、この場で御審議する時間ではございませんで、実はこの内容を県のほうに、知事に具申をして、これについて取り組んでいただきたいということで、この報告書の具申ということを皆様方と検討させていただきたいのですが、しかしこの内容についてこれだけは質問したい、ということがありましたら。いかがでしょうか。

(久保委員) 1点だけ、31ページの中段ほどに、「加害職員が虐待せざるを得ない状況にあった場合」と表現があるのですけれども、「虐待をせざるを得ない状況」というのは、なんていうんでしょうか、何らかの条件があれば虐待をしていいというような表現につながるのではないかなと感じましたので、このあたり表現を検討していただければと思います。

(鎌田委員長) はい、重要な御指摘ありがとうございます。これ、御検討いただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、吉川委員。

(吉川委員) はい。皆さんすばらしい報告書、詳細に報告していただいたこと大変ありがたく読ませていただきました。

そこで、私として感じたことだったんですが、31年に事情聴き取りが始まって、監査が2回あった後、特別監査という形で、何回も監査やっているのですけれども、実際に監査に入る際に事実関係をよく把握する上で、保護者向けのアンケート調査をやるとか、監査に入った場合、職員全員に無記名のアンケート調査をすとか、そういう中で事実関係をもっと早くつかめれば、この案件については、もっと早く改善できたんじゃないかなと思うところが1点です。

あともう1点は、私の方では第三者評価で保育園に年に何か所か関わらせてもらってますが、積極的にこういうことに取り組んでる保育園さんは、全国の保育士会で見られている人権擁護のためのセルフチェックというところで、それを活かして、年に3回ぐらいセルフチェックをされてるんです。それを職員会議にかけて、課題があればそれについてみんなで話し合って直していく、そういう取組をされています。実際、障がいとか高齢の分野では、各施設に虐待防止委員会というのをつくるようになってますが、保育園ではそういうものもないので、そういったことを県が進めて、中から自浄作用みたいな形で良くしていくところを進めていけば、未然防止につながるんじゃないかなと思ひまして、感想として述べさせていただきます。

(鎌田委員長) 貴重な御意見ありがとうございます。

この件につきまして、これから、もう一度県のほうでも、保育園で適用できるものを取り込んでいくことを検討いただくということで、吉川委員、よろしいでしょうか。本当に、何重にも抑止策はあるんですね、それが機能してなかったということでございますので、県はもう一度、県以外にも、現場に洗い出しをお願いするような取組をお願いいたします。あと、小林委員お願いいたします。

(小林委員) 御説明ありがとうございました。本当にわかりやすく、すごくありがたいなと思ひました。

私のほうでは、少しなんですけどNPO法人の保育の方の理事をしていたりですとか、自身も介護の事業なんですけど運営をしております、ちょっとお願いというか感想というかなんですが、私指定を受けるときにですね、本当にいろんな書類がたくさんあって、経営者の目線で見るとなんですが、すごく困るのが経営者の指標となるような研修であったりとか、何かこう経営者の支援というのが無くて非常に困るケースがたくさんあって、他県では研修会などを行っているところもあるようなので、何かもし是非県のほうで率先してそういう何か経営者の方のフォローアップもあれば、すごくありがたいなと思いました。

新入社員の方とか社員さんへの研修はすごく充実されてるなと思うんですけども、やはりトップのところのフォローもしていただければ、すごくやりやすいだろうなと感じました。ありがとうございます。

**(鎌田委員長)** はい、貴重な御意見ありがとうございます。

そのように、今回この報告書を受けまして、さらなる改善点の発端といいますか、取組のきっかけが見えてきたところでございますので、本当に貴重な内容でございました。

時間の限りもでございますので、この調査委員会の報告書ですが、本審議会から福島県へ提出をしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。

また、様々な取組も県でも行っているわけですが、今後改善すべき内容を再発防止に向けて取り組んでいただきながら、保護者の方やお子様方が安全安心に通園できるような環境を整えるとともに、再発防止に取り組んでいただくようお願いしたいと思いますので、この報告書、非常に皆様方の御苦勞のたまもでございますので、あとまだ訴訟中ということで、今後の参考とさせていただきますし、県の、あるいは現場の参考とさせていただきます。皆様方の貴重な御意見、ありがとうございます。

それでは、そのように県に具申をさせていただくということで決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

県から何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。はい、承知いたしました。

それでは、次の報告事項に入らせていただきます。

まずは専門分科会委員及び、部会委員の指名についてでございます。専門分科会及び部会に所属する委員の指名につきましては、社会福祉法施行令第2条及び第3条、また、福島県社会福祉審議会条例第7条及び同運営規程第4条の規定に基づきまして、委員長が指名することとなっておりますので、こちらにつきましては私のほうから説明させていただきます。

まず、資料3を御覧ください。資料3の名簿でございます。福島県社会福祉審議会委員の指名について、御確認をお願いします。それぞれ委員の方ごとに、分科会及び部会を記載しております。委員の活動や、前回からの継続性、審議会委員の構成等を踏まえまして、指名をさせていただきました。なお、この分科会の長の選任につきましては、それぞれの会で委員の互選をいただくことになっております。分科会及び部会の開催に当たりましては、担当課から別途案内がございますので、その際にはどうぞ御協力お願いいたします。この件につきましては、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

次の報告事項に入らせていただきます。福島県社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の進捗状況についてです。事務局より説明をお願いします。

(保健福祉総務課長) はい。資料4を御覧ください。まず始めに、これまでの経過等について御説明いたします。各施設の実行状況については、各担当課より御説明させていただきます。

まず、1ページ目2段落目に記載のとおり、法改正、施設を取り巻く社会情勢の変化等から、県立社会福祉施設は、平成28年度に見直しの検討を行いました。その結果、同年10月の社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、県では県立社会福祉施設のあり方見直しについて対応方針を策定いたしました。

さらに、平成30年2月に、具体的な手順、方策、時期等を工程表で示し、随時進行管理していくこととしており、本日の社会福祉審議会におきまして、実行状況を御報告させていただきます。以上がこれまでの経過となります。

次ページが、各施設の工程表一覧となっており、網かけ部分が令和5年度現在となります。上段が平成30年2月の工程表であり、下段が工程表に基づく計画の実行状況となっております。

なお、御覧のとおり、工程表の期間が令和7年度までとなっていることから、今後県において工程表の見直しを予定しております。工程表の見直しに当たっては、前回同様、社会福祉審議会の御意見を伺いながら進めてまいりたいと存じます。詳細な審議の体制やスケジュールにつきましては、次回の審議会でお諮りいたします。

それでは、各施設の進行状況について説明させていただきます。

まずは、13ページ、太陽の国関連施設につきまして、保健福祉総務課より説明させていただきます。

太陽の国クリニック等につきましては、平成18年度から指定管理施設として福島県社会福祉事業団に委託しており、令和3年度から令和7年度の指定管理期間につきましても、引き続き社会福祉事業団を指定管理者として選定いたしました。

表の1番下、「対応 方向性」の「実行状況」を御覧ください。太陽の国交流センターの宿泊機能ですが、令和4年12月議会で条例改正が可決され、令和4年度末、今年度の3月をもって予定どおり廃止いたしました。エネルギーセンターにつきましては、計画的に残存設備を撤去しており、今年度は煙突の解体に着手いたしました。

以上が太陽の国関連施設の取組実行状況になります。続きまして、各施設の所管課より説明いたします。

(児童家庭課長) 児童家庭課長の渡邊と申します。児童家庭課所管施設について、御説明をさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。児童家庭課は、児童福祉法等に基づく6施設、2ページの上から下まで所管しておりますが、うち最下段の郡山光風学園、こちらは令和3年度で廃止しておりますので、現時点で運営しているのは5施設となります。このうち状況に変化があった1段目の女性のための相談支援センター、3段目の若松乳児院について、個別に御説明をさせていただきます。

4 ページをお開きください。まず、大変恐縮ですが、資料の訂正をお願いしたいと思います。1 番下の「対応 方向性」の「実行状況」下から2 行目の、「H 6 年度」と書いてありますが、すみません、「R 6 年度」の誤りでございました。「R 6 年度」と訂正をお願いできればと思います。

それでは、女性のための相談支援センターについて御説明をさせていただきます。状況につきましては、下から4 行目「特記事項等」、グレーの網かけのある、下から二つ目の行のところ。令和6 年4 月1 日施行となる「困難の問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく、女性相談支援センター及び女性自立支援施設として、新たに来年4 月から位置づけられるということで、1 番下の「実行状況」の欄のとおり、困難な問題を抱える女性の保護や、自立促進のための生活支援を適切に行っていく、事業的に充実していくということで、方向性をつくっていきたいと考えております。

続いて、6 ページ目を御覧ください。若松乳児院でございますが、「実行状況」欄1 番下になります。その1 番下に下線がございますが、令和3 年度に策定した乳児院整備計画に基づき、指定管理候補者である星総合病院が、旧星病院跡地に整備する乳児院について令和4 年1 2 月に実施設計を作成し、今年4 月より複合施設の建設に着手し、現在基礎工事を終え、躯体工事に着手しているところでございます。整備計画どおり新たな乳児院を開設できるよう、指定管理候補者の施設整備をサポートしていくとともに、居室のユニット化による家庭的な養育環境の確保、里親との交流拠点など、乳児院に求められるニーズの対応のほか、医療機関に委託するメリットを活かせるよう、指定管理業務の内容の詳細について協議しているところでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

**(障がい福祉課長)** 引き続きまして障がい福祉課です。

資料の1 0 ページを御覧いただければと思います。こちら、社会福祉事業団に指定管理をお願いしております、ばんだい荘あおば・わかばになります。「あおば」が障がい者の施設、「わかば」が障がい児の施設となっております。

「対応 方向性」「実行状況」のところを御覧いただければと思います。現状ですね、わかば、障がい児の施設は、定員4 0 名に対して入所2 4 人、あおばについては、定員6 0 名に対して6 3 人という状況になっております。わかばにつきましては定員割れの状況が続いていること、また、いわゆる加齢児ということで継続して入所してらっしゃる方がいらっしゃいますが、継続して入所できるみなしの規定が適用される期間が、令和6 年3 月までということになっております。ですので、引き続きその移行調整ということで協議の場を設定しておりますので、こちらの方の協議の結果を踏まえながら、引き続き、施設のあり方につきましても、社会福祉事業団と協議を進めてまいりたいと考えております。

次の1 1 ページを御覧いただきたいと思います。こちらからは、西郷村にあります太陽の国関連の障がい者の施設ということになります。

ひばり寮、こちらにつきましては、真ん中辺の2 番「実行計画の推進」というところで、大規模改修を実施するということが方向性が定まっております。こちらにつきましては、令和8 年度の予定と定まっております。そちらを踏まえまして、下段の「対応 方向性」の欄になりますが、まず、大規模改修を行うに当たって、定員規模をどのようにしていくかの整理が必要だということで、今のところ定員1 0 0 名となっておりますが、令和6 年4 月から定員8 0 名ということで、定員縮減の方向で進めていけるよう、令和6 年2 月に条例改正の議案提出を予定しております。併せまして、現在、大規模改修をどのように進めていくのかということにつきまして、事業団と

協議を持たせていただいております。

次のページ、12ページを御覧いただきたいと思います。こちらも太陽の国の施設になります。けやき荘、かしわ荘、かえで荘という施設がございまして、こちらの「実行計画の推進」というところをまた御覧いただきたいのですが、けやき荘、かしわ荘につきましては建替が今進んでいるところとございまして、けやき荘につきましては令和5年6月に開所、かしわ荘につきましては令和6年秋ごろの開所予定ということで進めておりますが、残りのかえで荘につきましては、令和4年頃ということで、令和4年から令和5年の間に、今後の方向性を検討するということになっております。それを受けまして、「対応 方向性」、下段のところになります。けやき荘につきましては、令和3年10月に工事の請負契約を締結した後、ちょっと記載ございませんが、令和5年6月1日に新築をして開所ということになっております。その下のかしわ荘につきましても、令和6年秋ごろの開所に向けて現在建築工事を進めているところです。かえで荘につきましても、まずはその定員を、今100名となっておりますが、先ほどのひばり寮と併せまして、定員を80名に縮減することを、今年度条例改正の手続きを進めておりまして、その80名を前提に、工事の方向性、あとはけやき荘・かしわ荘の新築の工事をやっていますので、そちらの事例なども踏まえながら、どのような対応がいいのか検討を進めてまいりたいと考えております。障がい福祉課からは以上です。

**(鎌田委員長)** はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より、県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の進捗状況について説明がありましたが、御意見・御質問などいかがでしょうか。松本委員お願いいたします。

**(松本委員)** 意見というよりちょっと確認なんですけども、若松乳児院については公益財団法人星総合病院が指定管理者になって、星総合病院さんは、社会福祉法人も同時に持ってらっしゃる法人なんですけど、ここは社会福祉法人ではなく、病院がこの施設を受けるということになるんですか。私は0歳から3歳までの乳幼児に関しては、非常にベーシックトラスト、いわゆる基本的信頼の醸成発達に重要な施設であると思いますので、医学モデル的な施設よりは、福祉的な施設が望ましいと考えております。病院でも可能なんだろうけれども、何かやはり私は病院よりは、社会福祉法人の理念にのっとった形を希望したいなと思うのですけれども、これはこのままでも可能ということなのですか。

**(鎌田委員長)** 松本委員から。ただ、乳児院は第1種社会福祉事業ですので、社会福祉法人ということになっております。

**(松本委員)** そのはずなんですけれども、何かこうなった事情があるんだろうなと思ったのですが。

**(鎌田委員長)** 保育園も同じフロアで運営ということで、事務局でこの辺、どちらの法人が担当するのか、教えていただけたらと思います。お願いいたします。

**(児童家庭課長)** 児童家庭課でございます。

星病院、正式には公益財団法人星総合病院が指定管理候補者とさせていただいて、今事務を進

めているところですが、社会福祉法第62条第2項において、社会福祉法人以外の者が乳児院を運営する場合、県が一定程度関与することで、事業の公正かつ適正な実施運営を確保するとなっておりますので、法律上、公益財団法人が乳児院の指定管理を受けることはできると考えております。

また、社会福祉法人が受けるのが確かに適切かと思いますが、今回、医療的見地から乳児院を機能強化するという事で整備計画をまとめさせていただいておりますので、福祉面に加えて医療的な見地から色々と乳児院の機能を強化することによって、利用者に対するサービス充実を図っていきたいと考えて、動いているところでございます。

**(鎌田委員長)** はい、ありがとうございます。

ただいま乳児院につきましては、医療的ケア児の支援ができてないということもあり、医療的なところにも重点を置くということも背景にあるのかと思うのですが、あと同じフロアに保育園も併設ということで、そちらも同じような、特例規定での県の関与で、あ、保育園はそうですね、保育園は2種だから大丈夫ということですね、はい。松本委員、いかがでしょうか。貴重な御質問ありがとうございます。

**(松本委員)** 説明でそういうことなんだなということで、何か随分特殊だなと思いながら、ちょっと今後とも見ていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**(鎌田委員長)** はい、福祉的な視点も十分入れていただきたいという松本社会福祉士会会長の御意見だったかと思えます。

吉川委員、何かございますでしょうか。乳児院等につきまして、いかがですか。そのほかにつきましては、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

**(鎌田委員長)** はい、ありがとうございます。

それでは、予定しておりました議事は、本日これで以上でございますが、各委員の皆様方から何かございますでしょうか。御発言の機会がなかなかなくて申し訳なかったのですが、いかがでしょうか。オンラインでも御参加ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。報告書につきましても、ありがとうございました。

(意見なし)

**(鎌田委員長)** それでは、本日予定しておりました議事が終了でございます。皆様方の活発な御意見、感謝申し上げます。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。私は自席に戻させていただきます。

**(部企画主幹)** 事務局でございます。

長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。最後に、保健福祉部長の國分より御挨拶申し上げます。

**（保健福祉部長）** 本日は貴重な御意見、誠にありがとうございました。

特に最初のほうですね、関副委員長から評価についてまとめを、ということがございましたので、そこは次回しっかりとまとめを行っていきたいと考えております。

それから、松本委員からは、重層的支援体制、あるいは自殺者数の目標値についての御意見がございました。こちらも、実績値の推移を見極めながら、適時適切に見直しについても検討してまいりたいと考えております。

今後も、御意見、御要望を丁寧に伺いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。本日はありがとうございました。

**（部企画主幹）** 本日は、お忙しいところ審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。